

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
写真撮影車	<p>写真撮影等を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。</p> <p>1 写真撮影を行うための独立した場所（以下「写真撮影室」という。）を屋内に有すること。</p> <p>2 写真撮影室は、有効高さ1,600mm以上であること。</p> <p>3 写真撮影室には、写真撮影等のための専用の照明装置、撮影用カメラ等を有すること。</p> <p>4 写真撮影室には、写真撮影用の資機材、フィルム等を収納する棚等を有すること。</p> <p>5 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。</p> <p>ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（この規定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm）以上あること。</p> <p>イ 通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（写真撮影用の設備等の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合には、1,200mm）以上あること。</p> <p>ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗降口には、一段の高さが400mm（最下段の踏段にあつては、450mm）以下の踏段を有するか又は踏台を備えること。</p> <p>この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないように所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。</p> <p>エ ウの踏段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。</p> <p>オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。</p> <p>6 物品積載設備を有していないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・写真撮影等に伴って使用する必要最小限の工具等を積載するための最大積載量500kg以下の装置は、この場合の物品積載設備と見なさないものとする。 ・1の写真撮影室に設けられている座席は、乗車定員を算定しないものとする。 ・室内灯等の車室内全体を照明する灯火は、3の照明装置には該当しないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
事務室車	<p>移動先において、事務室又は教室として使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事務を行うための机又は教室として使用するための机及びその机を利用するための椅子を屋内に有すること。 2 事務を行うための机は、1人当たり500mm×800mm以上の寸法を有すること。また、事務を行うための椅子又は教室として使用する椅子は、乗車装置の座席と兼用でないこと。 3 事務室又は教室として使用する場所は、屋内の有効高さ1,600mm（5イの規定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm）以上であること。 4 事務室又は教室として使用する場所には、適当な照明装置を有すること。 5 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。 <ol style="list-style-type: none"> ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（イの規定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm）以上あること。 イ 通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（事務用の椅子又は教室用の椅子の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、1,200mm）以上あること。 ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗降口には、一段の高さが400mm（最下段の踏段にあっては、450mm）以下の踏段を有するか又は踏台を備えること。 この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないように所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。 エ ウの踏段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。 オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。 6 車室内の他の設備と隔壁により区分された専用の場所に設けられた浴室設備及びトイレ設備、及び手洗い設備並びに給湯設備の占める面積は、「特種な設備の占有する面積」に加えることができる。 7 物品積載設備を有していないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務を行うための椅子及び教室として使用するための椅子は、乗車定員を算定しないものとする。 ・事務等に伴って使用する必要最小限の工具等を積載するための最大積載量500kg以下の装置は、この場合のこの場合の物品積載設備と見なさないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
加工車	<p>食料品の原料や素材の加工作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 加工作業に必要な加工台、流し台、加工するための用具を収納する棚等を屋内に有し、かつ、当該設備は屋内において使用することができるものであること。 2 加工作業を行う場所には、照明及び換気装置を有すること。 3 1の設備の付近には一辺が30cmの正方形を含む0.5㎡以上の加工作業用の床面積を有し、かつ、当該床面から上方1,600mm（1の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2 m未満である場合は、1,200mm）以上が確保されていること。 4 物品積載設備を有していないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品の原料や素材の加工作業に伴って使用する必要最小限の工具及び食料品の原料や素材等を積載するための最大積載量500kg以下の装置は、この場合の物品積載設備と見なさないものとする。 ・加工作業に使用する椅子は、乗車定員を算定しないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
食堂車	<p>料理をし、かつ、これを利用者に提供するために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 調理に必要な加工台、流し台、調理するための設備機材等を屋内に有し、かつ、当該設備は屋内において使用することができるものであること。 2 調理用の水を貯蔵することができる容器及び排水された水を収納することができる容器を有すること。 3 調理作業及び食事をする場所は、照明及び換気装置を有すること。 4 1の設備の付近には、一辺が30cmの正方形を含む0.5㎡以上の調理作業用床面積を有し、かつ、当該床面から上方に1,600mm以上が確保されていること。 5 屋内には、食事をする者のためのテーブル、椅子を有すること。 6 食事をする者の出入りのため、次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（イの規定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm）以上あること。 イ 通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（食事をする者のためのテーブル、椅子の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、1,200mm）以上あること。 ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗降口には、一段の高さが400mm（最下段の踏段にあ 	<ul style="list-style-type: none"> ・調理作業に伴って使用する必要最小限の工具及び食料品等を積載するための最大積載量500kg以下の装置は、この場合のこの場合の物品積載設備と見なさないものとする。 ・調理の作業で使用する椅子及び食事をする者のための椅子は、乗車定員を算定しないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
	<p>っては、450mm)以下の踏段を有するか又は踏台を備えること。</p> <p>この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないように所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。</p> <p>エ ウの踏段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。</p> <p>オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。</p> <p>7 物品積載設備を有していないこと。</p>	
清掃車	<p>下水道等の清掃作業に使用する自動車であって、次の1又は2のいずれかに掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 塵芥、汚泥等を収納する物品積載設備を有する清掃作業用の自動車</p> <p>(1) 清掃作業に必要なブラシ装置、吸込み装置、洗浄装置等の設備を有すること。</p> <p>(2) 塵芥、汚泥等を回収する装置又は収納する物品積載設備を有すること。</p> <p>(3) (1)の各装置を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。</p> <p>2 1以外の清掃作業用の自動車</p> <p>(1) 下水道、建物、配電線等を清掃する高圧洗浄装置、ブラシ装置等の設備を有すること。</p> <p>(2) (1)の各装置を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。</p>	<p>・塵芥、汚泥等を収納する物品積載設備は積載量を算定するものとする。</p>

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
電気作業車	<p>電気溶接作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電気溶接機、溶接作業台を屋内に有し、かつ、当該設備は屋内において使用することができるものであること。 2 電気溶接作業を行う場所は、換気設備を有すること。 3 1の電気溶接機を作動させるための発電機（走行用の原動機を動力とするものを除く。）を有すること。 4 1及び3の設備は、客室（客室がない場合は、運転者席）と隔壁により区分されていること。 5 3の発電機は、排気管を有し、かつ、排気口は車室内に開口していないこと。 6 電気溶接作業に必要な溶接棒及び工具を収納できる棚等を有すること。 7 1の設備の付近には、一辺が30cmの正方形を含む0.5㎡以上の電気溶接作業用床面積を有し、かつ、当該床面から上方に1,600mm（当該作業場所及び1の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、1,200mm）以上が確保されていること。 8 物品積載設備を有していないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気溶接作業に伴って使用する必要最小限の工具等を積載するための最大積載量500kg以下の装置は、この場合のこの場合の物品積載設備と見なさないものとする。 ・溶接の作業で使用する椅子は、乗車定員を算定しないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
電源車	<p>電気設備へ電力を供給又は中継するために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 発電機（走行用の原動機を動力とするものを除く。）、電力の変圧、又は電力配電の設備を有すること。 2 発電した電力を供給するための配線、供給を受けた電力を変圧して供給するための配線、又は供給を受けた電力を複数箇所に配電して供給するための配線等の設備を有すること。 3 1及び2の設備は、客室（客室がない場合は、運転者席）と隔壁により区分されていること。 4 1及び2の設備は、発電機の発電能力又は供給される電力に対応したものであり、これらは少なくとも5kW以上の発電、変圧、配電等の能力を有すること。 5 1の発電機は、排気管を有し、かつ、排気口は車室内に開口していないこと。 6 物品積載設備を有していないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気設備へ電力を供給する作業に伴って使用する必要最小限の工具等を積載するための最大積載量500kg以下の装置は、この場合のこの場合の物品積載設備と見なさないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
照明車	<p>照明作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 車室外に、照明作業を行うための複数の投光器及び当該投光器の支持台を有すること。 この場合において、投光器の消費電力は1灯につき200W以上の能力を有すること。 2 1の支持台は、旋回、伸縮及び投光器の照射角度を任意に調整することができるものであること。ただし、複数の方向に向けて固定された複数の投光器を有する場合は、旋回しない構造であってもよい。 3 すべての投光器を点灯させるために十分な発電能力のある発電機（走行用の原動機を動力とするものを除く。）を有すること。 ただし、外部の電源から電力の供給を受けることにより投光器を作動させることができるものにあつては、外部からの電力の供給を受けることができる設備を有している場合にあつては、この限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車に備えられた走行に必要な照明灯火及び家庭用の照明装置、バッテリーの電源により点灯する照明装置等は、この場合の投光器には該当しないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
架線修理車	<p>送・配電線や電話線等の工事を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 架線の工事において電線等の敷設又は撤去等を行うため、電線等を巻いたドラムを設置する装置を有すること。 2 ドラムにより、電線等を巻き取り又は送り出したりすることができる機構を有すること。 3 2の設備を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 4 電線等を張る作業を安定して行うため、アウトリガー等の安全設備を有すること。ただし、電線等の巻き取り方向が当該自動車の前後方向のみの場合にあつては、この限りでない。 	<p>・ 1の装置は、積載量を算定するものとする。</p>

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
高所作業車	<p>送・配電線、電話線等の高所又は橋梁等の下方に設置された施設等の補修工事等の作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 作業員等が乗る作業床及び当該作業床を上昇・下降させるための機構を有すること。 ただし、作業員等が乗る作業床の代わりに遠隔操作の作業装置を有する場合は、「作業床」は「作業装置」に読み替えるものとする。（以下本車体の形状において同じ。） 2 作業員等が乗る部位は、十分な強度を有しており、かつ、作業員等がつかまる握り棒等の安全対策が施されていること。 3 1の機構を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 4 高所作業を安定して行うため、アウトリガー等の安全設備を有すること。ただし、作業床が上昇及び降下のみする構造である場合にあっては、この限りでない。 	